BlackRock

マンスリーレポート

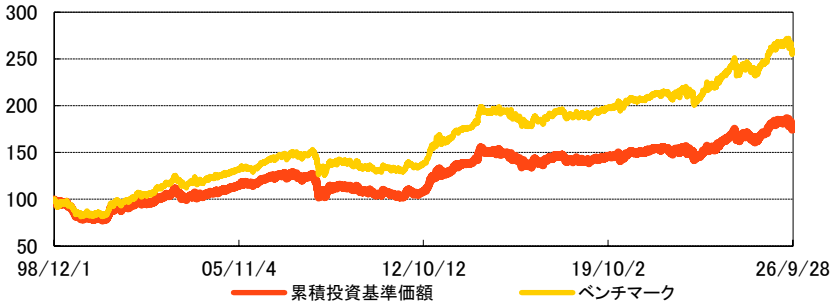
2026年9月30日現在

# ブラックロック・ワールド債券ファンド（為替ヘッジなし／為替ヘッジあり）

追加型投信／海外／債券

## 為替ヘッジなし

### 累積投資基準価額の推移




※設定時を100とした指数値を使用しています。
※累積投資基準価額は信託報酬控除後の値です。信託報酬等については、後述の「ファンドの費用」をご覧ください。
※累積投資基準価額は税引前分配金を再投資したものとして算出しています。
※ベンチマークは、FTSE世界国債インデックス（円ベース）です。

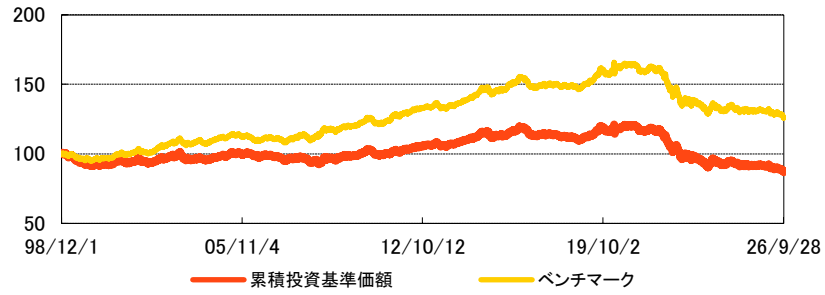
### パフォーマンス（%）

| | 1カ月 | 3カ月 | 6カ月 | 1年 | 3年 | 5年 | 設定来 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| ファンド | −4.19 | −5.99 | −3.59 | 1.75 | 14.01 | 14.58 | 75.38 |
| ベンチマーク | −3.87 | −5.33 | −2.75 | 3.22 | 16.19 | 21.36 | 156.97 |

※ファンドの騰落率は、税引前分配金を再投資したものとして算出した累積投資基準価額により計算しています。
※ベンチマークは、FTSE世界国債インデックス（円ベース）です。

## 為替ヘッジあり

### 累積投資基準価額の推移




※設定時を100とした指数値を使用しています。
※累積投資基準価額は信託報酬控除後の値です。信託報酬等については、後述の「ファンドの費用」をご覧ください。
※累積投資基準価額は税引前分配金を再投資したものとして算出しています。
※ベンチマークは、FTSE世界国債インデックス（円ヘッジ円ベース）です。

### パフォーマンス（%）

| | 1カ月 | 3カ月 | 6カ月 | 1年 | 3年 | 5年 | 設定来 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| ファンド | −2.00 | −3.78 | −3.30 | −5.26 | −5.06 | −25.53 | −13.04 |
| ベンチマーク | −1.83 | −3.43 | −2.72 | −4.05 | −3.39 | −21.49 | 25.89 |

※ファンドの騰落率は、税引前分配金を再投資したものとして算出した累積投資基準価額により計算しています。
※ベンチマークは、FTSE世界国債インデックス（円ヘッジ円ベース）です。

## ファンドデータ

| | 為替ヘッジなし | 為替ヘッジあり |
|---|---|---|
| 基準価額： | 15,386円 | 8,343円 |
| 純資産総額： | 12.03億円 | 0.98億円 |
| ファンド設定日： | 1998年12月1日 | |

## 税引前分配金

| | | 為替ヘッジなし | 為替ヘッジあり |
|---|---|---|---|
| 分配金累計額 | | 1,500円 | 435円 |
| 第50期 | 2024年3月18日 | 15円 | 0円 |
| 第51期 | 2024年9月17日 | 15円 | 0円 |
| 第52期 | 2025年3月17日 | 15円 | 0円 |
| 第53期 | 2025年9月16日 | 15円 | 0円 |
| 第54期 | 2026年3月16日 | 15円 | 0円 |
| 第55期 | 2026年9月16日 | 15円 | 0円 |

## ＦＴＳＥ世界国債インデックスとは

FTSE世界国債インデックスとは、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。

本資料は、当ファンドの理解を深めていただく為の情報提供を目的として、ブラックロック・ジャパン株式会社が作成したものです。本資料は当社が信頼できると判断したデータにより作成しましたが、その正確性、完全性等については当社が保証するものではありません。運用実績・データ等は作成日現在および過去のものであり今後の運用成果を保証するものではありません。本資料に記載された市況やポートフォリオの見通し等は、作成日現在の当社の見解であり、今後の経済動向や市場環境等の変化、あるいは金融取引手法の多様化に伴う変化に対応し、予告なく変更される可能性があります。本資料に記載された基準価額は信託報酬を控除した後の価額、分配金は課税前の金額を使用しております。投資信託は株式・公社債等の値動きのある証券（外貨建ての場合は為替リスクもあります）に投資しますので基準価額は変動します。従って元本が保証されているものではありません。ファンドに生じた損益は全て投資家の皆様に帰属いたします。投資信託のお申込みに際しましては、必ず最新の投資信託説明書（交付目論見書）等の内容をご確認の上お客様ご自身でご判断ください。投資信託は、預貯金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また販売会社が登録金融機関の場合、投資者保護基金の対象にはなりません。

0835_0836-202609

## 為替ヘッジなし

### 国別通貨別構成比率（%）

| 国 名 | ベンチマーク | 債 券 | 通貨 |
|---|---|---|---|
| 米国 | 40.7 | 31.0 | 37.8 |
| カナダ | 1.9 | 1.9 | 1.9 |
| メキシコ | 0.8 | 3.5 | 1.6 |
| チリ | － | 1.0 | － |
| 南アフリカ | － | － | 0.0 |
| 日本 | 8.5 | 10.2 | 10.5 |
| オーストラリア | 1.2 | 1.5 | 1.2 |
| ニュージーランド | 0.3 | － | 0.3 |
| シンガポール | 0.3 | 0.2 | 0.4 |
| 中国 | 12.2 | 12.4 | 12.3 |
| マレーシア | 0.5 | 0.6 | 0.6 |
| 韓国 | 1.7 | 1.4 | 1.4 |
| ユーロ通貨圏 | 25.1 | 27.5 | 25.3 |
| オーストリア | 0.9 | 1.3 | |
| ベルギー | 1.3 | 1.3 | |
| フィンランド | 0.5 | 0.5 | |
| フランス | 6.2 | 6.9 | |
| ドイツ | 5.0 | 4.7 | |
| アイルランド | 0.4 | 0.4 | |
| イタリア | 5.6 | 7.1 | |
| オランダ | 1.0 | 1.0 | |
| スペイン | 3.7 | 4.0 | |
| ポルトガル | 0.5 | 0.3 | |
| スロバキア | 0.2 | － | |
| 非ユーロ通貨圏 | 6.4 | 9.7 | 6.4 |
| 英国 | 5.2 | 6.4 | 5.2 |
| デンマーク | 0.2 | 0.3 | 0.2 |
| スウェーデン | 0.2 | 0.4 | 0.2 |
| スイス | － | － | 0.0 |
| ポーランド | 0.7 | 1.1 | 0.6 |
| ノルウェー | 0.2 | 0.1 | 0.2 |
| チェコ | － | 0.3 | 0.0 |
| ハンガリー | － | 1.2 | － |
| イスラエル | 0.4 | － | 0.4 |
| 国際機関 | － | 1.6 | － |
| キャッシュ等 | | -2.4 | |
| **合計** | **100.0** | **100.0** | **100.0** |

※ベンチマークはFTSE世界国債インデックス2026年10月の構成比率
※債券は発行国ベース、債券先物と金利先物(先物の売建てはマイナス表示)を含みます
※通貨は実質為替組入比率
※比率は対純資産総額、マザーファンドベース

### 組入債券の格付（%）

| | |
|---|---|
| AAA/Aaa | 15.5 |
| AA/Aa | 34.8 |
| A | 35.5 |
| BBB | 12.7 |
| BB | － |
| NR | 1.5 |

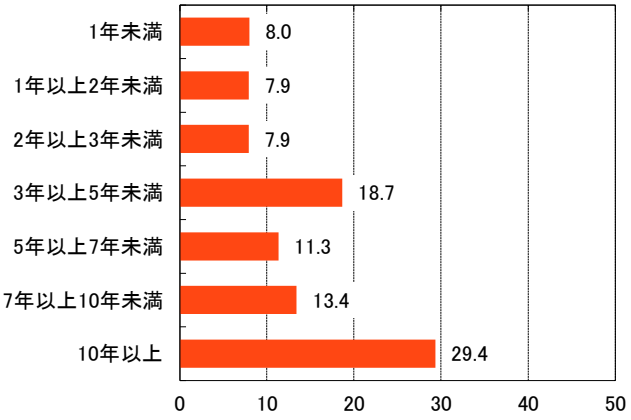
※S&P、ムーディーズのいずれか高い格付けを使用
※組入債券全体を100とした場合の構成比、マザーファンドベース

### 修正デュレーション（年）

| | |
|---|---|
| 当ファンド(*) | 6.21 |
| ベンチマーク | 6.27 |

*マザーファンドベース

### 債券残存期間別比率（%）




※ 比率は対純資産総額、マザーファンドベース、先物は含みません
※ TBA取引の売建てはマイナス表示しています

### 債券上位組入10銘柄（%）

銘 柄 数 : 251

| | 銘柄名 | 種別 | 国名 | 利率 | 償還年月日 | 比率 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 3.5% 2030/11/30 | 国債 | ｱﾒﾘｶ | 3.500 | 2030/11/30 | 5.1 |
| 2 | FRENCH REPUBLIC GOVERNMENT BOND OAT 2.75% 2029/02/25 | 国債 | ﾌﾗﾝｽ | 2.750 | 2029/2/25 | 2.6 |
| 3 | 364 10年国債 | 国債 | 日本 | 0.100 | 2031/9/20 | 2.5 |
| 4 | BUNDESSCHATZANWEISUNGEN 2.1% 2028/03/15 | 国債 | ﾄﾞｲﾂ | 2.100 | 2028/3/15 | 1.9 |
| 5 | 373 10年国債 | 国債 | 日本 | 0.600 | 2033/12/20 | 1.6 |
| 6 | UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 3.625% 2030/09/30 | 国債 | ｱﾒﾘｶ | 3.625 | 2030/9/30 | 1.6 |
| 7 | EUROPEAN UNION 3.25% 2036/12/12 | 特殊債 | 国際機関 | 3.250 | 2036/12/12 | 1.6 |
| 8 | UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 4% 2035/11/15 | 国債 | ｱﾒﾘｶ | 4.000 | 2035/11/15 | 1.3 |
| 9 | SPAIN GOVERNMENT BOND 1.4% 2028/04/30 | 国債 | ｽﾍﾟｲﾝ | 1.400 | 2028/4/30 | 1.3 |
| 10 | CHINA GOVERNMENT BOND 1.62% 2027/08/15 | 国債 | 中国 | 1.620 | 2027/8/15 | 1.2 |

※比率は対純資産総額、マザーファンドベース

本資料は、当ファンドの理解を深めていただく為の情報提供を目的として、ブラックロック・ジャパン株式会社が作成したものです。本資料は当社が信頼できると判断したデータにより作成しましたが、その正確性、完全性等については当社が保証するものではありません。運用実績・データ等は作成日現在および過去のものであり今後の運用成果を保証するものではありません。本資料に記載された市況やポートフォリオの見通し等は、作成日現在の当社の見解であり、今後の経済動向や市場環境等の変化、あるいは金融取引手法の多様化に伴う変化に対応し、予告なく変更される可能性があります。本資料に記載された基準価額は信託報酬を控除した後の価額、分配金は課税前の金額を使用しております。投資信託は株式・公社債等の値動きのある証券(外貨建ての場合は為替リスクもあります)に投資しますので基準価額は変動します。従って元本が保証されているものではありません。ファンドに生じた損益は全て投資家の皆様に帰属いたします。投資信託のお申込みに際しましては、必ず最新の投資信託説明書(交付目論見書)等の内容をご確認の上お客様ご自身でご判断ください。投資信託は、預貯金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また販売会社が登録金融機関の場合、投資者保護基金の対象にはなりません。

0835_0836-202609

## 為替ヘッジあり

### 国別通貨別構成比率（%）

| 国 名 | ベンチマーク | 債 券 | 通貨 |
|---|---|---|---|
| 米国 | 40.7 | 28.6 | -3.5 |
| カナダ | 1.9 | 1.9 | 0.1 |
| メキシコ | 0.8 | 2.7 | 0.1 |
| チリ | - | 0.7 | - |
| 日本 | 8.5 | 8.6 | 100.5 |
| オーストラリア | 1.2 | 1.5 | 0.1 |
| ニュージーランド | 0.3 | - | - |
| シンガポール | 0.3 | 0.3 | 0.1 |
| 中国 | 12.2 | 12.0 | 0.3 |
| マレーシア | 0.5 | 0.7 | 0.7 |
| 韓国 | 1.7 | 1.3 | 1.3 |
| ユーロ通貨圏 | 25.1 | 26.6 | 0.1 |
| オーストリア | 0.9 | 1.4 | |
| ベルギー | 1.3 | 1.4 | |
| フィンランド | 0.5 | 0.4 | |
| フランス | 6.2 | 6.6 | |
| ドイツ | 5.0 | 4.8 | |
| アイルランド | 0.4 | 0.5 | |
| イタリア | 5.6 | 5.3 | |
| オランダ | 1.0 | 0.9 | |
| スペイン | 3.7 | 4.8 | |
| ポルトガル | 0.5 | 0.5 | |
| スロバキア | 0.2 | - | |
| 非ユーロ通貨圏 | 6.4 | 8.7 | 0.3 |
| 英国 | 5.2 | 5.2 | 0.0 |
| デンマーク | 0.2 | 0.4 | 0.1 |
| スウェーデン | 0.2 | 0.4 | 0.1 |
| スイス | - | - | 0.1 |
| ポーランド | 0.7 | 1.0 | 0.0 |
| ノルウェー | 0.2 | 0.4 | 0.0 |
| チェコ | - | 0.3 | 0.0 |
| ハンガリー | - | 0.9 | - |
| イスラエル | 0.4 | - | - |
| 国際機関 | - | 1.2 | - |
| キャッシュ等 | | 5.3 | |
| 合計 | 100.0 | 100.0 | 100.0 |

※ベンチマークはFTSE世界国債インデックス2026年10月の構成比率
※債券は発行国ベース、債券先物と金利先物(先物の売建てはマイナス表示)を含みます
※通貨は実質為替組入比率
※比率は対純資産総額、マザーファンドベース

### 組入債券の格付（%）

| | |
|---|---|
| AAA/Aaa | 18.5 |
| AA/Aa | 36.0 |
| A | 34.3 |
| BBB | 9.3 |
| BB | - |
| NR | 1.8 |

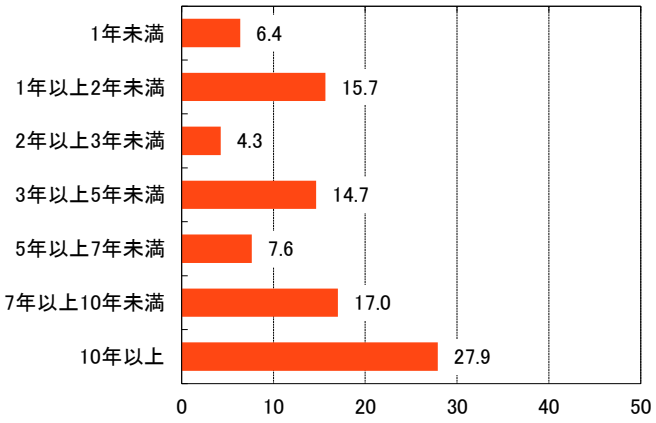
※S&P、ムーディーズのいずれか高い格付けを使用
※組入債券全体を100とした場合の構成比、マザーファンドベース

### 修正デュレーション（年）

| | |
|---|---|
| 当ファンド(*) | 6.02 |
| ベンチマーク | 6.27 |

*マザーファンドベース

### 債券残存期間別比率（%）




※ 比率は対純資産総額、マザーファンドベース、先物は含みません
※ TBA取引の売建てはマイナス表示しています

### 債券上位組入10銘柄（%）

銘 柄 数 : 270

| | 銘柄名 | 種別 | 国名 | 利率 | 償還年月日 | 比率 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 4.125% 2028/06/30 | 国債 | ｱﾒﾘｶ | 4.125 | 2028/6/30 | 5.0 |
| 2 | UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 4% 2035/11/15 | 国債 | ｱﾒﾘｶ | 4.000 | 2035/11/15 | 2.7 |
| 3 | 364 10年国債 | 国債 | 日本 | 0.100 | 2031/9/20 | 2.4 |
| 4 | BUNDESSCHATZANWEISUNGEN 2.1% 2028/03/15 | 国債 | ﾄﾞｲﾂ | 2.100 | 2028/3/15 | 1.9 |
| 5 | BUNDESREPUBLIK DEUTSCHLAND BUNDESANLEIHE 2.2% 2034/02/15 | 国債 | ﾄﾞｲﾂ | 2.200 | 2034/2/15 | 1.6 |
| 6 | ITALY BUONI POLIENNALI DEL TESORO 3% 2029/08/01 | 国債 | ｲﾀﾘｱ | 3.000 | 2029/8/1 | 1.5 |
| 7 | CHINA GOVERNMENT BOND 2.68% 2030/05/21 | 国債 | 中国 | 2.680 | 2030/5/21 | 1.5 |
| 8 | UNITED KINGDOM GILT 3.25% 2044/01/22 | 国債 | ｲｷﾞﾘｽ | 3.250 | 2044/1/22 | 1.4 |
| 9 | CHINA GOVERNMENT BOND 1.43% 2030/01/25 | 国債 | 中国 | 1.430 | 2030/1/25 | 1.4 |
| 10 | FRENCH REPUBLIC GOVERNMENT BOND OAT 0% 2029/11/25 | 国債 | ﾌﾗﾝｽ | - | 2029/11/25 | 1.3 |

※比率は対純資産総額、マザーファンドベース

本資料は、当ファンドの理解を深めていただく為の情報提供を目的として、ブラックロック・ジャパン株式会社が作成したものです。本資料は当社が信頼できると判断したデータにより作成しましたが、その正確性、完全性等については当社が保証するものではありません。運用実績・データ等は作成日現在および過去のものであり今後の運用成果を保証するものではありません。本資料に記載された市況やポートフォリオの見通し等は、作成日現在の当社の見解であり、今後の経済動向や市場環境等の変化、あるいは金融取引手法の多様化に伴う変化に対応し、予告なく変更される可能性があります。本資料に記載された基準価額は信託報酬を控除した後の価額、分配金は課税前の金額を使用しております。投資信託は株式・公社債等の値動きのある証券（外貨建ての場合は為替リスクもあります）に投資しますので基準価額は変動します。従って元本が保証されているものではありません。ファンドに生じた損益は全て投資家の皆様に帰属いたします。投資信託のお申込みに際しましては、必ず最新の投資信託説明書（交付目論見書）等の内容をご確認の上お客様ご自身でご判断ください。投資信託は、預貯金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また販売会社が登録金融機関の場合、投資者保護基金の対象にはなりません。

0835_0836-202609

## 委託会社

ブラックロック・ジャパン株式会社
金融商品取引業者　関東財務局長(金商)　第375号
一般社団法人資産運用業協会会員/日本証券業協会会員/一般社団法人第二種金融商品取引業協会会員

## 投資信託説明書（交付目論見書）のお問い合わせ、ご請求

販売会社にご請求ください。
※以下の表は原則基準日時点で委託会社が知りうる限りの情報を基に作成したものですが、その正確性、完全性を保証するものではありません。

| 金融商品取引業者名 | | 登録番号 | 日本証券業協会 | 一般社団法人資産運用業協会 | 一般社団法人金融先物取引業協会 | 一般社団法人第二種金融商品取引業協会 | 一般社団法人日本STO協会 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 株式会社SBI証券 | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第44号 | ○ | | ○ | ○ | ○ |
| 松井証券株式会社 | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第164号 | ○ | | ○ | | |
| マネックス証券株式会社 | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第165号 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 楽天証券株式会社 | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第195号 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| SMBC日興証券株式会社 ＊ | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第2251号 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 株式会社みずほ銀行 ＊ | 登録金融機関 | 関東財務局長(登金)第6号 | ○ | | ○ | ○ | |
| 株式会社SBI新生銀行<br>(委託金融商品取引業者　株式会社SBI証券およびマネックス証券株式会社) | 登録金融機関 | 関東財務局長(登金)第10号 | ○ | | ○ | | |
| 三菱UFJ信託銀行株式会社 ＊ | 登録金融機関 | 関東財務局長(登金)第33号 | ○ | ○ | ○ | | ○ |
| 株式会社横浜銀行 ＊ | 登録金融機関 | 関東財務局長(登金)第36号 | ○ | | ○ | | |
| 株式会社常陽銀行 ＊ | 登録金融機関 | 関東財務局長(登金)第45号 | ○ | | ○ | | |
| 株式会社三井住友銀行 ＊ | 登録金融機関 | 関東財務局長(登金)第54号 | ○ | | ○ | ○ | |
| 株式会社三井住友銀行<br>(委託金融商品取引業者　SMBC日興証券株式会社) ＊ | 登録金融機関 | 関東財務局長(登金)第54号 | ○ | | ○ | ○ | |
| 株式会社イオン銀行<br>(委託金融商品取引業者　マネックス証券株式会社) | 登録金融機関 | 関東財務局長(登金)第633号 | ○ | | | | |

＊印の販売会社では、新規お申込みを受付けておりません。

(0835-202609)

# ファンドの目的・特色

## ファンドの目的

この投資信託は、信託財産の成長を図ることを目標として積極的な運用を行います。

## ファンドの特色

### 1 世界主要国の国債等(国債、政府機関債、国際機関債)を中心に公社債に投資します。

◇投資する公社債は、取得時において投資適格格付(BBBマイナス、Baa3または同等の格付、またはそれ以上の格付)が付与されているもの、または同等の信用度を有すると判断されるものとします。

◇国債の他、投資適格格付を付与されている社債、資産担保証券*等にも投資します。

*不動産ローンや自動車ローンの債権を裏付けとして発行された証券。MBS(モーゲージ証券)、CMBS(商業用不動産ローン担保証券)、ABS(資産担保証券)などがあります。

◇デュレーション・リスク、イールド・カーブ・リスク、セクター・リスク等の調整にあたっては、債券先物取引等のデリバティブを活用することがあります。

投資する債券の種類と概要

| 国債 | 政府機関債<br>国際機関債 | 社債 | ABS | MBS | CMBS |
|---|---|---|---|---|---|
| 各国政府により発行される債券 | 政府機関等により発行される債券 | 企業等により発行される債券 | クレジットカード債権、自動車ローン、住宅ローン債権等を裏付けとして発行される債券 | 個人住宅ローン債権を裏付けとして発行される債券 | 商業用不動産ローン債権を裏付けとして発行される債券 |

※上記は一般的な債券の概要を述べたものであり、当ファンドが実質的に投資する債券の全てを網羅するものではありません。

### 2 FTSE世界国債インデックス*をベンチマークとし、ベンチマークを上回る投資成果を目指します。

| | |
|---|---|
| 為替ヘッジなし | FTSE世界国債インデックス(円ベース) |
| 為替ヘッジあり | FTSE世界国債インデックス(円ヘッジ円ベース) |

*FTSE世界国債インデックスとは、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。

*当ファンドの投資対象国は当該インデックス構成国に限定されるものではありません。

### 3 グローバルに展開するブラックロック・グループの各国拠点が運用を行います。

委託会社は、運用の指図に関する権限をブラックロック・グループの運用会社へ委託します。

### 4 ファミリーファンド方式により運用を行います。

| | |
|---|---|
| 為替ヘッジなし | 原則として為替ヘッジを行いません。 |
| 為替ヘッジあり | 原則として為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。 |

※ただし、各ファンドとも一部機動的な運用を行う場合もあります。

# 投資リスク

## 基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、組入れられている有価証券の値動きの他、為替変動による影響を受けます。これらの信託財産の運用により生じた損益はすべて投資者の皆様に帰属します。したがって、当ファンドは元金および元金からの収益の確保が保証されているものではなく、基準価額の下落により投資者は損失を被り、元金を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金と異なります。当ファンドにかかる主なリスクは以下の通りです。

### ■ 金利変動リスク

当ファンドおよびマザーファンドは、世界の債券に投資します。債券の価格は、政治、経済、社会情勢等の影響により金利が上昇すれば下落し、金利が低下すれば上昇します。したがって、金利の変動が当ファンドの運用成果に影響を与えます。

### ■ 信用リスク

当ファンドおよびマザーファンドは、世界の債券に投資します。投資した債券の発行体の財務状況により、債務不履行が生じることがあります。債務不履行が生じた場合には、債券価格が下落する等、当ファンドの運用成果に影響を与えます。また、債券の格付の変更により債券の価格が変動することがあり、それに伴い、当ファンドの運用成果に影響を与えます。

### ■ 為替変動リスク

当ファンドおよびマザーファンドは、外貨建資産に投資を行います。

「為替ヘッジなし」は、原則として外貨建資産に対して為替ヘッジを行いません。したがって、為替レートの変動が当ファンドの運用成果に影響を与えます。

「為替ヘッジあり」は、為替変動リスクの低減を図ることを目指し、原則として外貨建資産に対して為替ヘッジを行いますが、為替変動による影響の全てを回避することはできません。またヘッジ対象通貨の金利が円金利より高い場合、ヘッジ･コストがかかります。

### ■ 期限前償還リスク

当ファンドおよびマザーファンドは、MBS、CMBS、ABS等の期限前償還リスクを伴う債券へ投資することができます。一般的に金利が低下した場合、資産担保証券の期限前償還が増加することにより、事前に見込まれた収益をあげることができず、さらに利回りの低い証券に再投資せざるを得ない可能性があります。これらの要因が当ファンドの運用成果に影響を与えます。

### ■ カントリー･リスク

当ファンドおよびマザーファンドは、世界の債券に投資します。投資先の国の政治･経済事情、通貨･資本規制等の要因により、債券の価格が変動することがあり、それに伴い当ファンドの運用成果に影響を与えます。

### ■ デリバティブ取引のリスク

当ファンドおよびマザーファンドは、先物･オプション取引などのデリバティブ取引を用いることができます。このような投資手法は現物資産の投資に代わって運用の効率を高めるため、または証券価格、市場金利、為替等の変動による影響から当ファンドおよびマザーファンドを守るために用いられます。デリバティブ取引を用いた結果、コストとリスクが伴い、当ファンドの運用成果に影響を与えます。また、デリバティブ取引は必ず用いられるわけでなく、用いられたとしても本来の目的を達成できる保証はありません。

### その他の留意点

◆当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。

◆流動性リスクに関する事項

当ファンドが保有する資産の市場環境等の状況により、保有有価証券の流動性が低下し、投資者からの換金請求に制約がかかる等のリスク（流動性リスク）があります。当ファンドにおいて流動性リスクが顕在化すると考えられる状況は以下の通りです。

・金利の急激な変動または信用リスク不安が高まる等の影響により、債券価格の変動が大きくなるまたは取引量が著しく少なくなる等、債券市場動向が不安定になった場合

※金融商品取引所等における取引の停止時、決済機能の停止時または大口の換金請求については、換金請求に制限がかかる場合があります。

◆収益分配金に関する留意点

・分配金は、預貯金の利息とは異なりファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

・分配金は、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行った場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。したがって、分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

・投資者の個別元本の状況によっては、分配金の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。個別元本とは、追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本のことで、投資者毎に異なります。

## リスクの管理体制

委託会社ではリスク管理を重視しており、独自開発のシステムを用いてリスク管理を行っております。具体的には、運用担当部門から独立したリスク管理担当部門においてファンドの投資リスクおよび流動性リスクの計測・分析、投資・流動性制限のモニタリングなどを行うことにより、ファンドの投資リスク（流動性リスクを含む）が運用方針に合致していることを確認し、その結果を運用担当部門にフィードバックするほか、社内の関係者で共有しております。また、委託会社の業務に関するリスクについて社内規程を定めて管理を行っております。

# 手続・手数料等

## お申込みメモ

| | |
|---|---|
| 購入単位 | <一般コース>　　1万口以上1万口単位<br><累積投資コース>1万円以上1円単位または10万円以上1円単位<br>※販売会社によって上記と異なる購入単位を別に定める場合があります。詳細は販売会社にお問い合わせください。 |
| 購入価額 | 購入受付日の翌営業日の基準価額 |
| 購入代金 | 販売会社が定める日までにお支払いください。 |
| 換金単位 | <一般コース>　　1万口単位または1口単位<br><累積投資コース>1口単位または1円単位<br>※販売会社によって上記と異なる換金単位を別に定める場合があります。詳細は販売会社にお問い合わせください。 |
| 換金価額 | 換金受付日の翌営業日の基準価額 |
| 換金代金 | 換金代金は原則として、換金受付日から起算して5営業日目から販売会社においてお支払いします。 |
| 申込締切時間 | 原則として、午後3時30分までに受付けたものを当日のお申込みとします。ただし、受付時間は販売会社によって異なることがあります。詳細は販売会社にお問い合わせください。 |
| スイッチング | 「為替ヘッジなし」、「為替ヘッジあり」間で無手数料でスイッチングができます。<br>スイッチングの申込単位は、以下の通りです。<br><一般コース>　　①1口以上1口単位　②1万口以上1万口単位<br><累積投資コース>①1円以上1円単位　②1万円以上1円単位<br>※スイッチングの取扱いは各販売会社により異なります。詳細は販売会社にお問い合わせください。 |
| 換金制限 | 大口の換金の申込には制限があります。詳細は販売会社にお問い合わせください。 |
| 購入・換金・スイッチング申込受付不可日 | ニューヨーク証券取引所の休場日、ニューヨークの銀行の休業日、その他米国債券市場の休日のいずれかに該当する場合には、販売会社の営業日であっても購入・換金・スイッチングは受付けません。 |
| 購入・換金・スイッチング申込受付の中止および取消し | 金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金・スイッチングの受付を中止・取消しする場合があります。 |
| 信託期間 | 無期限(設定日:1998年12月1日) |
| 繰上償還 | 当ファンドは換金により各ファンドの受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合、または投資者のため有利と認められる場合、その他やむを得ない事情が発生したとき等には、信託期間の途中でも信託を終了(繰上償還)させる場合があります。 |
| 決算日 | 3月16日および9月16日(ただし休業日の場合は翌営業日) |
| 収益分配 | 毎決算時に収益分配方針に基づき分配します。ただし、委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。<br><累積投資コース>を選択された場合の収益分配金は、税引き後自動的に無手数料で再投資されます。 |
| 信託金の限度額 | 信託金の限度額は各ファンド5,000億円とします。 |
| 公告 | 投資者に対してする公告は日本経済新聞に掲載します。 |
| 運用報告書 | 毎決算時および償還時に、委託会社が期間中の運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した「交付運用報告書」を作成し、ご購入いただいた販売会社からあらかじめお申し出いただいた方法にて知れている受益者にお届けいたします。 |
| 課税関係 | 課税上は株式投資信託として取扱われます。<br>公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA(少額投資非課税制度)の適用対象となります。当ファンドは、NISAの対象ではありません。<br>配当控除または益金不算入制度の適用はありません。 |

# ファンドの費用

## ■ ファンドの費用

<table>
<tr><th colspan="3">投資者が直接的に負担する費用</th><th>（各費用の詳細）</th></tr>
<tr><td>購入時手数料</td><td colspan="2">購入受付日の翌営業日の基準価額に1.65%（税抜1.50%）を上限として、販売会社が独自に定める率を乗じて得た額。詳細は販売会社にお問い合わせください。</td><td>購入時の商品説明、販売に関する事務手続き等の対価</td></tr>
<tr><td>信託財産留保額</td><td colspan="2">ありません。</td><td>－</td></tr>
<tr><th colspan="3">投資者が信託財産で間接的に負担する費用</th><th>（各費用の詳細）</th></tr>
<tr><td rowspan="4">運用管理費用<br>（信託報酬）</td><td colspan="2">ファンドの純資産総額に対して年0.935%（税抜0.85%）以内の率を乗じて得た額<br>※運用管理費用（信託報酬）は、日々計上され、毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。<br>※委託会社の報酬には、投資顧問会社への報酬額が含まれます。</td><td>運用管理費用（信託報酬）＝運用期間中の基準価額×信託報酬率</td></tr>
<tr><td rowspan="3">運用管理費用の配分</td><td>（委託会社）</td><td>年0.440%<br>（税抜0.40%）</td><td>ファンドの運用、基準価額の計算、運用報告書等各種書類の作成等の対価</td></tr>
<tr><td>（販売会社）</td><td>年0.440%<br>（税抜0.40%）</td><td>運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価</td></tr>
<tr><td>（受託会社）</td><td>年0.055%<br>（税抜0.05%）以内</td><td>運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価</td></tr>
<tr><td>その他の費用・<br>手数料</td><td colspan="2">ファンドの諸経費、売買委託手数料、外貨建資産の保管費用等について、その都度、ファンドから支払われます。<br>※その他の費用・手数料については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。</td><td>・ファンドの諸経費：信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息等<br>・売買委託手数料：組入有価証券の売買の際に発生する手数料<br>・外貨建資産の保管費用：海外における保管銀行等に支払う有価証券の保管および資金の送金・資産の移転等に要する費用</td></tr>
</table>

※当該手数料および費用等の合計額については、ファンドの保有期間等に応じて異なりますので表示することができません。
※購入時手数料、運用管理費用（信託報酬）およびその他の費用・手数料は、消費税および地方消費税に相当する金額を含みます。